



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公金の徴収に関する事務の委託（総務私学課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出・2件（村づくり計画課） 3

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3
- 建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部運転免許課） 4

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 5

告 示

沖縄県告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会
 - (2) 所在地 那覇市字小禄1831番地1（沖縄産業支援センター内）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年3月25日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

沖縄県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり羽地大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	宮城直人	名護市字仲尾次456番地2
理事	荘司幸一郎	名護市字真喜屋177番地
理事	川上達也	名護市字親川446番地1
理事	宮城靖	名護市字親川355番地

理事	渡部裕介	名護市字振慶名298番地6
理事	宮城和文	名護市字我部祖河349番地2
理事	上間司己	名護市字我部祖河113番地
理事	上地周建	名護市字屋部203番地4
理事	長谷川美喜	名護市字運天原619番地第2市営住宅101号
理事	田仲康成	名護市字中山191番地
理事	仲村正幸	今帰仁村字湧川1272番地1
理事	真栄田勲	今帰仁村字天底52番地2
理事	玉城章	今帰仁村字古宇利2014番地1
理事	金城隆	名護市字屋我33番地
監事	座喜味務	名護市字振慶名158番地
監事	小那覇安淳	今帰仁村字仲宗根2番地13コーポマルナカ302号
監事	比嘉拓也	名護市字伊差川478番地1

任期 令和7年12月6日から令和11年12月5日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲地本吉	名護市字伊差川1140番地
理事	真栄田勲	今帰仁村字天底52番地2
理事	平光男	名護市字川上450番地
理事	石嶺康政	名護市字呉我191番地
理事	宮城義房	名護市字済井出286番地
理事	大山政照	名護市字稻嶺111番地1
理事	小濱守男	名護市字真喜屋648番地2
理事	宮城直人	名護市字仲尾次456番地2
理事	川上達也	名護市字親川446番地1
理事	宮城靖	名護市字親川355番地
理事	玉城清市	名護市字仲尾54番地3
理事	長嶺宗吉	名護市字田井等639番地1
理事	渡部裕介	名護市字振慶名298番地6
理事	上間光成	名護市字我部祖河160番地
理事	川上禎	名護市字我部151番地1
理事	名城政幸	名護市字中山586番地
理事	仲村正幸	今帰仁村字湧川1272番地1

理事	玉城章	今帰仁村字古宇利2014番地 1
理事	儀間則弘	名護市字田井等627番地 2
理事	大城久幸	今帰仁村字謝名35番地
監事	座喜味務	名護市字振慶名158番地
監事	金城隆	名護市字屋我33番地
監事	宮平正三	名護市字真喜屋493番地 3
監事	山城力	今帰仁村字渡喜仁23番地

沖縄県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、長浜川土地改良区から役員住所に変更があった旨の届出があった。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	知花竜	読谷村字波平950番地	読谷村字波平593番地 3

沖縄県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、瀬名波土地改良区から役員住所に変更があった旨の届出があった。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	仲宗根悟	読谷村字瀬名波253番地	読谷村字宇座253番地

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 名護市特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の停止を次のとおり命じた。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和8年3月24日
(2) 商号名 光南建設株式会社
(3) 代表者名 津波克守
(4) 所在地 宜野湾市宜野湾三丁目2番16号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般特-3)第321号
(6) 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
ア 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの
イ 営業停止の期間 令和8年4月10日から同年5月9日まで
(7) 処分の原因となった事実 光南建設株式会社は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。
また、その結果をもって、公共工事の発注者である沖縄県に対し、入札参加資格申請を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和8年3月24日
(2) 商号名 株式会社富士建設
(3) 代表者名 手登根明
(4) 所在地 宜野湾市志真志四丁目2番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3)第1352号
(6) 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
ア 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの
イ 営業停止の期間 令和8年4月10日から同年5月9日まで
(7) 処分の原因となった事実 株式会社富士建設は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。
また、その結果をもって、公共工事の発注者である沖縄県に対し、入札参加資格申請を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和8年3月24日
(2) 商号名 株式会社南山開発
(3) 代表者名 浦崎ひとみ
(4) 所在地 那覇市小禄1丁目12番29号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-7)第6675号
(6) 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
ア 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの
イ 営業停止の期間 令和8年4月10日から同年5月9日まで
(7) 処分の原因となった事実 株式会社南山開発は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。
また、その結果をもって、公共工事の発注者である沖縄県に対し、入札参加資格申請を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年4月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 運転免許技能試験等に使用する車両(準中型貨物自動車及び中型貨物自動車)の賃貸借 2台
2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
3 落札者を決定した日 令和8年2月5日
4 落札者の名称及び所在地 いすゞリーシングサービス株式会社 代表取締役 中俣直人 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
5 落札金額 26,862,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年12月26日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和8年4月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線新栄野比幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			
うるま市字栄野比 安城原	1155番1	山林	畑	3,959	3959.09	6.21	(本体事業) 1,189.54 (附帯事業) 127.23	注1 注2 注3
うるま市字栄野比 安城原	1155番8	山林	雑種地	833	833.38	393.74	(本体事業) 87.87 (附帯事業) 34.99	注4 注5 注6
うるま市字栄野比 安城原	1155番7	山林	畑・ 雑種地	7,095	7095.52	—	965.22	注7
うるま市字栄野比 安城原	1155番5	山林	原野	254	255.22	—	135.88	注8

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB5、B31、D及びB4の各地点を順次に結んだ線及びB5の地点とB4の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB22、B24、B26、B28、B30、B31、B5、2C6及びB6の各地点を順次に結んだ線及びB22の地点とB6の地点を結んだ線、B21、B23、B25、B27、B29、B30、B28、B26、B24及びB22の各地点を順次に結んだ線及びB21の地点とB22の地点を結んだ線並びにB42、3C1、3C2、3C3、3C4、3C5、B41、B29、B27、B25、B23及びB21の各地点を順次に結んだ線及びB42の地点とB21の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（本体事業に係る土地の区域。別紙図面は、省略する。）

注3 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB15、B17、B19、B21、B22、B20、B18及びB16の各地点を順次に結んだ線及びB15の地点とB16の地点を結んだ線、B21、B23、B25、B27、B29、B30、B28、B26、B24及びB22の各地点を順次に結んだ線及びB21の地点とB22の地点を結んだ線並びにB29、B32、B34、B36、B38、B40、y18、y19、B39、B37、B35、B33、D及びB30の各地点を順次に結んだ線及びB29の地点とB30の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（附帯事業に係る土地の区域。別紙図面は、省略する。）

注4 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB、B3、A、A-1、B4、B5、B7、C、B8、B9及びB47の各地点を順次に結んだ線及びBの地点とB47の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注5 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB1、B10、B47、B、B3、B2及びy2'の各地点を順次に結んだ線及びB1の地点とy2'の地点を結んだ線、B7、B6、2C6及びB5の各地点を順次に結んだ線及びB7の地点とB5の地点を結んだ線並びにB9、B10及びB47の各地点を順次に結んだ線及びB9の地点とB47

の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（本体事業に係る土地の区域。別紙図面は、省略する。）

注6 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB16、B14、B12、B8、B9、B10、B11、B13及びB15の各地点を順次に結んだ線及びB16の地点とB15の地点を結んだ線並びにB9、B10及びB47の各地点を順次に結んだ線及びB9の地点とB47の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（附帯事業に係る土地の区域。別紙図面は、省略する。）

注7 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB41、3C5、3C4、3C3、3C2、3C1、66、67及びB45の各地点を順次に結んだ線及びB41の地点とB45の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注8 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB43、B44、E'2、B46、B45及び67の各地点を順次に結んだ線及びB43の地点と67の地点を結んだ線により囲まれた区域である。

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
安里周市	うるま市字栄野比201番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
高江洲義英	うるま市字喜屋武164番地	抵当権 平成21年1月21日第925号 抵当権 平成22年10月25日第15672号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和8年3月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---